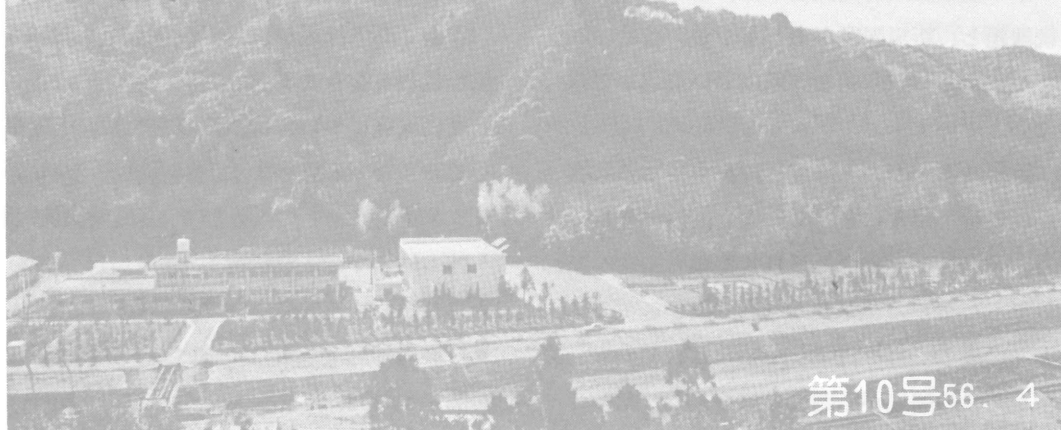


# 林業センターだより



第10号56. 4



さし木指導

## 主な内容

昭和56年度の試験研究課題について  
スギ品種の特性について(10)  
間伐について  
国産材多用途利用について  
昭和56年度の研修事業について

## 地域林業技術の拠点として

所長 鳥居 崇

新年度を迎え、県は「活力あるふるさとづくり」「安心のできるくらしづくり」「明日をひらく人づくり」を基本目標として、財政のきびしい中にも、「活力元年」として積極的なスタートを切られました。

当センターとしまして、各種の試験研究を通じ、その実用技術の開発を目指して努力を続けておりますが、本年度から新規課題として、林業経営上重要な課題となっている「スギ・ヒノキのとびくされ」の防除及び海岸防災林のマツクイ虫被害跡地対策の試験研究に取り組めます。また研修については、林業従事者・後継者を対象に林業技術の講習を進めてきましたが、新しく、地域林業労働のリーダーとなる中堅の技術者（基幹林業作業士）の養成を図るための講習を実施することといたしました。林業をとりまく情勢がきびしい時だけに、試験研究・研修においても、地域林業が当面する課題の解決に役立つ技術開発と普及に努めてまいりたいと考えますので一層皆さん方からご意見・要望を積極的にお寄せいただき、本県の林業技術開発の拠点としての役割を果たしてまいりたいと存じますので今後ともご協力とご活用の程お願い申し上げます。

## 昭和56年度の 試験研究課題について

本年度の試験研究課題には、昨年からの継続課題と、新規課題がありますが、特に、本年から新しく取り組む課題について述べてみたいと思います。

近年スギ・ヒノキの穿孔性害虫による被害が、各地で話題になっています。特に昨年5月、NHKテレビの「NHK特集」によって、スギ・ヒノキの「とびくされ」及びスギカミキリによる「ハチカミ」が紹介されてから、俄かにこの問題が話題にのぼるようになって参りました。昨年は、全国的な規模で普及事業の中で被害調査が行なわれ、全国的に、これらの被害のあることが確認されました。

このため、国においても、「スギ・ヒノキの穿孔性害虫の被害防除技術に関する基礎調査」という課題名で、従来の大型プロジェクト並みの規模の研究に新規に取り組むこととなりました。本県においても、従来スギ・ヒノキの「とびくされ」について研究を進めて参りましたが、本年からは、この国の研究事業を導入し、スギノアカネトラカミキリ及びスギカミキリの研究に取り組むこととなりました。これらの研究によって、かなり詳細な部分まで明らかにされることと思います。

次に、これも近年話題となっている「新しい海岸防災林の樹種選定に関する研究」をメニュー課題として取り組むこととなります。特に本県の場合、マツクイムシによって、海岸防潮林のマツが、殆んど姿を消してしまった状態の中で、マツ或いは他の樹種によって、再び海岸防災林の機能を取り戻さなければならないと思います。幸いにして、本県は温暖多雨な気象条件のため、マツが枯損しても、

そのあとには、ヤブニッケイ・トベラなどの後継樹が生育しています。そのため、これらの生育調査をも含めて、今後の海岸防災林の樹種選定を行ってゆきたいと思います。

以上2つの課題が、本年から新しく取りら組む課題となります。

継続課題については、その主なものを列挙しておきたいと思います。

- スギ・ヒノキの「とびくされ」抵抗性個体の検定に関する研究
- スギ心材色変異に関する研究
- 複層林施業における林内人工更新技術に関する研究
- 広葉樹林施業等実態調査
- 松の枯損防止新技術に関する総合研究
- 野ウサギ等の生息数予測に関する研究
- 国産材の多用途利用開発に関する総合研究
- スギ・ヒノキの経営目標と育林技術の体系化に関する調査研究
- 食用キノコ類の高度生産技術に関する総合研究 (岡田)

## スギ品種の 特性について (10)

前回は主として裏日本に分布するスギの天然品種について紹介したが、今回は表日本の天然品種について紹介する。

### (26) ヨシノスギ

奈良県の吉野林業を構成するスギで、その源はこの地方の天然スギから発しており、一般にはオモテスギの代表的な存在として知られている。形態は、針葉の感触によりイタスギ、カワスギ及びヤワライタスギ(イタヤワスギ)に大別されてはいるが、判然とした区

分ではない。生長は早生型で、枝の枯れ上りが早く、幹は完満であるが、枝元からの萌芽が多い。心材はアカ系である。ヨシノスギの子孫林は本県や他府県にも多いが、特性についての評価は必ずしも一定していない。

#### (27) ヤナセスギ

高知県の東部、安芸・奈半利川上流、標高500~1,100m地帯に分布する天然スギで、ヨシノスギと並んでオモテスギの代表として、また、特に千本山のヤナセスギは、見事な林相で広く知られている。特性は、多くの形態が混然としているため系統的に把握することは困難であり、一応樹冠形によりa~e、または、I~Vの5つのタイプに分けられている以外にはあまり知られていない。本県には実生及び挿木苗でかなり入っており、郷土が近く、その成績は期待されるところであるが、まだ伐期に達した例がなく、総合的に評価を下すまでには至っていない。因に、林業センター試験林に於ける成績は、生長は中位、根元曲りはなく、着花・結実は殆んどしない。挿木の発根率は低い。

#### (28) ヤクスギ

鹿児島県屋久島の標高300~1,850m地帯に分布する天然スギで、南限のスギ、長寿のスギとして、また、その美しい空等、学術的にも、工芸用材料としても非常に興味を持たれている。形態による区分はなされていないが、樹齢により800(700~1,000年)年以上のものをヤクスギ、100~300年のものをコスギと称し、中でも縄文スギ(7,000年)、仁王スギ(2,800年)、ウイルソン株(4,000年)等々、ただ単に長寿のスギと言うだけでなく、その生命力の強さには畏敬の念さえ抱かされる神秘のスギでもある。本県にも子孫林が若干あるが、まだ若齢でその特性は殆んど把握されて

いない。

#### (29) コウヤサンスギ

コウヤサンスギは、本県伊都郡高野山々内の、主として奥の院周辺に生立する老杉である。このルーツについては、天然生林説、地元(山内も含む)スギの造林説及び各地の大名等による献木説等があり、このいずれも現在のところ確証はない。しかし、強いて推測すれば、スギは高野の六木としてヒノキやコウヤマキ等と共に古くから手厚く保護されてきたこと、山内では今から約970年前の長和年間にスギ造林の記録があり、また、スギの樹齢が400年前後に集中していることなど考え合せれば、現存するスギ林は、地元スギの造林であると言う説が最も有力である。

このようなことからコウヤサンスギを天然品種と見做すか否かについては、尚論議のあるところではあるが、古くから他とは明確に隔離され固定化した集団であり、また、そこから連年種子が採取され、多くの子孫林が県下に存在する現状を考慮してここに天然品種として取り上げることにした。

前置きはこれくらいにして、コウヤサンスギの特性は、多くの形態が混然としていて総合的な把握は困難であるが、比較的類型化されるものについてみると、樹皮型はアミハダ、針葉型はやや湾曲する接線型(Ba型)及び心材はアカ系の個体が多い。コウヤサンスギは高冷地に生育するスギであり、その耐寒性が期待されるところであるが、低地産の地スギと比較して耐寒性が強いとは言えない。挿木の発根率は低い。コウヤサンスギの子孫林は県下各地に多いが、詳細な調査結果は比較的少なく、まだ総合的な評価を下すまでには至っていない。現在までの成績によれば、一部には異論はあるが、生長は良好であり、特

筆すべき欠点もなく、本県に於ける一般造林用普及品種として有望視される。しかし、一つ気懸りなことは、最近採種母樹が殆んど固定化し、それも枝下高が低く、枝太で着果量の多い、形質的には優良とは言い難い個体から多く採種されていることである。コウヤサンスギは数百年に及び苛酷な自然の淘汰の篩をくぐり抜け生き続けて来た精英揃いには違いないが、このように形質を考慮に入れない、ただコウヤサンスギであると言うだけの容易な採種については是非一考あって欲しいと思う。

つづく (白川)

## 間伐について (1)

はじめに

山を持っておられる多くの方々の中には、あの山を今すぐ間伐したらよいのだがなあ!!、と考えていながら、そのまま放っておいている山が相当多いのではないのでしょうか。

なぜ間伐しなければならないか?

どの木を切って、どの木を残せばよいか?

どれだけの木を切ればよいか?

これらのことは後で述べるとして、

“なぜ間伐が行なわれないか?”

このことを考えて見ますと、

間伐しても、その材が売れない……

間伐材は安い……

間伐材の搬出の経費が高い……

どの木を切ってよいか? 選木がむつかしい…… 作業員が少ない…… 労賃が高い……

その他いろいろあるでしょうが、「間伐をしなければならないことは十分判っているが、赤字を出してまでも……」「今日間伐しなくても、木はそれなりに生きており、明日枯れて

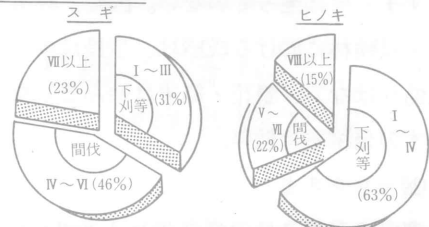
しまうものでもない……」このようなことが理由の主なものではないでしょうか。

間伐の問題は、1 林業地のみでなく、県全体、国全体の問題であり、このため、間伐に関する単行本の発刊は勿論、種々の林業関係の定期刊行書にも必ずといってよいほど、間伐のことが取り上げられています。また、本年度から国・県においては、遅れている間伐事業を促進するため「間伐促進総合対策事業」という新しい施策を積極的に進めることとしております。

このように今日の林業問題の中で、間伐が最も大きな問題の一つとして取り上げられています。

今ここで、本県の実情(昭和55年度、林業の概況:和歌山県)を見ますと、下図のように、間伐期に入った林令の森林は、スギ46%、ヒノキ22%となっています。このように大き

スギ・ヒノキ令級構成



(注) Ⅰ令級は1～5年生、Ⅱ令級は6～10年生……Ⅷ令級は51～55年生

な面積に対し、昭和53年度の間伐実施面積(推定)はその1%程度とされています。このことから、いかに間伐の推進がおこなわれているかということがお判りでしょう。このような間伐の実績から見ますと、今後、まず、まず、間伐手おくれ林が多くなり、“健全な育林”の面から、危惧の念をいだかざるを得ません。

このような現状から、昭和53年に間伐指針(和歌山県林改課)が発刊され、間伐実行の方向づけが示されましたので、これの要点を紹介するとともに、間伐に関する常識を知って頂くため、若干の解説を加えて、“間伐につ

いて”の筆を取りたいと存じます。

### 1. 間伐はいつごろから始まったか。

林業における間伐は、樹木の生理の上から必要な作業であり、従って、相当古くから行われていたと想像できますが、文献として残っているものは、元禄9年（1699年、約280年前）に宮崎安貞によって記された「農業全書」に「すかしぎり」という語が出るのが始めてとされています。また、古くから林業地として知られている奈良県の吉野地方では、1600年頃（約400年前）から間伐が行われていたと伝えられていますが、古い記録としては、嘉永2年（1849年、約130年前）の興野隆雄の書が残っているといわれています。このように、文献による間伐の語は比較的新しいといえます〔ちなみに、本県の植林についての最も古い文献と思われるものには、高野山金剛峰寺における、長和年間（1014年～約1000年にヒノキを植栽した記録があります。〕なお、我が国における林学の上で、間伐が技術的に体系化されたのは、明治30年代（約80年前）とされています。

つづく（藤原）

## 一寸いっぷく 酒のなる木

アフリカ大陸は今も未知の大陸として多くの探検家の望むところであるが、酒の雑学書によると、今から10年程前アフリカの中部のハシ川流域のブララという町で「酒のなる木」が発見されたそうで、この木はこの地方で「シロ」と呼ばれる樹木で長年にわたって樹液が分泌されて、とてもよい香り強いアルコール分を含んでいて、まさに天然の美酒であった。

そこで早速この天然酒を「ブララ酒」と名

づけて今アフリカ全土に販売しているし、将来は世界各国に輸出すると張切っているそうだ。その内日本でも「ブララ酒」をのんでブラブラする人が現れるかも知れない。

今世界は石油資源の不足で、ユーカリ油、アオサング、バレイショからのアルコール等いろいろと代替燃料となる植物について話題が出たが、酒のなる木は初耳で輸入できるものなれば輸入してスギ・ヒノキの代りに植栽したら林業も随分面白い楽しい仕事で後継者対策にも不自由しないかも知れない。

（坂本）

▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△

## 国産材の多用途利用について

経営調査部

石油資源をとりまく国際状況の不安定、価格の高とう等われわれの生活と直結する燃料対策については各方面で研究・開発がすすめられている中で、長い歴史とともに歩んだ、薪木炭、おが屑等の木質系燃料についても、入手方法、利用上の不便等改善の余地は残されているものの、燃料としての価値は大きく今尚農、山間部地域では大きな比重を占めている。

それで国・県では現在工場残廃材、林地残廃材の生産・利用の実態について調査をすすめているが、その事例の一部を紹介してみよう。

昭和55年度総理府が調査したところによると木材を石油の代替エネルギー資源として利用することに、

- 非常に関心がある 20%
- まあ関心がある 40%
- あまり関心がない 6%
- 関心がない 29%

となっており地域別にみると集落（都市）規模が小さくなるにつれこの傾向は強い、また男女別では女性（57%）より男性（63%）と関心が高い。

次に本県で二つの集落についてアンケートによる調査を見ると、

### 1. 家庭用燃料

#### (イ) 日常使用している燃料

石油類	12%	薪	30.2%
プロパン	43%	木炭	3.4%
電気	11.2%		

#### (ロ) 木質系燃料使用状況

	A地区	B地区
A使用している	16	24
使用していない	21	21
ときどき使用する	18	21

#### B家庭における薪、木炭の使用状況

区分	比率
炊事用	19%
暖房用	32%
風呂用	49%

#### C 木質系燃料の使用上の問題点

1. 入手が困難	20%
2. 価格が高い	12%
3. 着火に手間がかかる	15.6%
4. 煙・ススが出る	15%
5. 灰の処理に困る	9.4%
6. その他	28%

以上のとおり本県における2集落について木質系燃料についての意向調査を実施した結果について、その概況を見ると中山間部地区では化石燃料の便利さに比べ、入手、保管、取扱いに苦慮しながらも潜在的に相当量使用されていることが伺われる。これは現存する設備、価格、入手状況等によって有利な燃料として利用されているものと伺われる。

## ？質問あれこれ？

質 林業センター周辺における生物ごよみについて教えてほしい。（武田）

答 昭和54年と昭和55年の2か年に記録したことを、次のとおりお知らせします。

事 象	昭和54年	昭和55年
ヤマザクラの開花	3月23日	3月29日
ソメイヨシノの満開	4月9日	4月8日
ハルゼミ	4月27日	5月2日
ニイニイゼミ	6月20日	6月6日
ヒグラシ	7月9日	6月30日
アブラゼミ	7月31日	7月7日
クマゼミ	7月18日	7月15日
ツクツクボウシ	8月9日	8月7日
モズのさえずり	9月13日	8月20日

（白川）

## 昭和56年度の 研修事業について

当センターが行なっている研修事業については、林業従事者や林業後継者育成のため、林業技術と林業経営についての研修、講習を計画的に実施し、49年開所以来、受講生は1,500名余に及んでおります。

本年度は従来行ってきました研修のほか、地域林業の中核となる担い手を養成するため、新らしく県が計画している基幹林業作業士、（以下グリーンマイスターという）の認定に必要な講習を実施することとしています。

最近林業労働者の数が減少しているばかりでなく高令化して、伐木集運材等の技術者の確保が困難となってきておりますので、若い林業労働者に各種の資格、免許、技術等を習

得させ「グリーンマイスター」として知事が認定し、各町村における林業労働の指導的な役割を担ってもらうということです。

このため、これらを含めて従来当センターが行なってきた技能講習、林業技術講習の内容を、グリーンマイスターの講習とあわせ、更に強化する予定にしております。

56年度の計画は近く配布いたしますので充分ご検討頂き、林業関係者皆様の積極的な受講をお願いいたします。(岡田)

## 「ご存じですか」

計画施業（森林施業計画による）  
にかかる相続税延納の特例改正について

税金の中で相続税等に延納制度のあることは既にご承知のことと存じますが、これには相続税法に規定されているものとは別に租税特別措置による延納があります。従来森林施業計画による伐採の場合特例が認められたが地価の上昇が立木価格を上廻る状態で相続税に大きな影響を与えている現在では税制に不合理が生じますので、昭和55年度の税制改正で施業計画に関係する区域内での立木の価格は50%から40%に引下げられることになりました。つまり地価の上昇分を考慮して50%を40%に引下げた訳です。

このように税金は時勢に応じて特別措置が講じられますが、平素から税金はむづかしいもの、理解し難いものと思込んでいる人も多いのですが、林業のように動産、不動産等に関係して金額の大きなものは、税制を少し勉強することにより、負担金や下刈費の一部が捻出出来た例もありますので、これからの林業経営は特に「数字」に強くなるが大

切だと思ひます。

そしてこれからの林業は、造林—保育—管理—生産—流通—販売—税金等それぞれの部門で経費、税金等を考慮するとともに林道開設の負担金のように一時的には高負担でも長期展望の中では計り知れない経費の節減と収益の増加をもたらすことを考えることが大切であると思ひます。

別紙税金延納の内容を熟読されるとともに該当するようであれば充分検討して見ることも大切だと思ひます。

区 分	延納期間、利子税の割合
1.原則	期間5年 年6.6%
2.不動産、事業用減価償却資産、同族非上場株式等、立木の価額の50%を占める場合	(1)不動産、立木等以外の部分10年 年6.0% (2)不動産、立木等に対応する部分期間15年 年5.4%(立木に対応する部分)
3.立木の価額が相続財産の30%以上を占める場合	不動産の割合が50%以上15年 年5.4% 不動産等の割合が50%未満5年 年5.4% (森林施業計画に係る立木に対応する部分)
4.森林施業計画に係る立木の価額が相続財産の40%以上を占める場合	不動産等の割合が50%以上15年 年4.8% 不動産等の割合が50%未満5年 年4.8%

なお、この改正にあたっては経過措置が講じられております。すなわち、税務署長が昭和55年4月1日以後に延納の許可をする相続税について適用することとされています。

(現代林業より)





# 「樹」

## イブキビヤクシンの樹

那賀郡岩手町湯窪 栄福寺

県の天然記念物に指定されているこの二株のイブキビヤクシンは、数百年の樹令を重ねた老樹であるが、樹勢は今尚旺盛でイブキビヤクシン特有の雅趣に富んだ姿で周囲を圧している。

このイブキビヤクシンは甲、乙二株あって甲株は本幹目通り4.25m、根元周囲6.33m、根元から2mのところまで4本の太い支幹に分れて、直径20mを越す壮大な樹冠を構成している。

また乙株は甲株より少しはなれて位置し、本幹の太さは目通り周囲2.45m、根元は2.54mに過ぎないが、樹幹が著しくねじれて樹冠は低く繁茂し甲株とともに雄大な樹冠を形づくっている。このイブキビヤクシンのように長い歴史の中で幾多の風雪に耐え、今尚旺盛な成長を続けている名木はいつまでも菩提寺の象徴として靈魂に護られるであろう。

(岩出町教育委員会の資料による)

### ●●●●●編集後記にかえて●●●●●

◆万物生々の息吹きに燃える春、昨年度の研究の取りまとめに追われながらも、新しい研究への意欲に燃えている今日此の頃です。

◆本号では「質問あれこれ」欄に、生物ごよみを載せました。56年と比べて見ましょう。ヒグラシはいつ頃鳴き始めるのでしょうか。

◆次回は9月1日発行の予定です。皆様方の投稿をお待ちしています。(岡田)

編集・発行 和歌山県林業センター

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬1632

〒649-21 Tel 07394(7)2468

林業センターだより

第10号 昭和56年4月1日発行